

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不適合事象が対象になります。

平成18年11月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋2階監視用モニタ（ITV）において、映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
2	1号機	重油タンク（No. 1）東側配管において、フランジ部に腐食が認められたため、当該フランジ部を点検・補修	D	
3	1号機	タービン建屋地下1-2号連絡通路扉において、扉の蝶番に破損が認められたため、当該蝶番を交換	D	
4	1号機	プロセスモニタ機能検査要領書確認時、改訂日に誤記が認められたため、対応検討	D	
5	2号機	ほう酸水注入系弁（V-11-16）の点検時、ボンネットフランジ部ににじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	残留熱除去系熱交換器（A淡水側）空気作動排水弁の点検時、制御空気減圧弁のドレン口よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
7	2号機	主タービングランドシール系蒸化器加熱用10段抽気ドレントラップパイパス弁の点検時、フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を交換	D	
8	2号機	主タービングランド蒸気圧力調節弁の点検時、駆動部にエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	主タービン潤滑油系油清浄器カートリッジドレン弁の閉操作時、ハンドルの弁棒が破損したため、当該弁棒を交換	D	
10	2号機	タービン建屋油タンク室ストームドレン配管の点検復旧時、ストームドレン配管の内外面に腐食が認められたため、当該配管を交換	D	
11	3号機	廃棄物処理建屋加熱蒸気凝縮水移送ポンプ（A）の点検時、マウスリングとインペラの間隙に管理値外れ及びサクシオンカバー等に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
12	3号機	発電機水素ガス冷却器（A）出口サンプリング元弁において、ハンドルの動作不良（空廻り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	3号機	原子炉建屋2階補給水系除染水元弁において、ハンドルの固定ナットに外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
14	3号機	原子炉建屋2階所内用圧縮空気系供給弁において、ハンドルの固定ナットに外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
15	3号機	プラント運転中の主復水器用空気抽出器において、一時的な「空気抽出器入口蒸気圧力低」警報表示の発生が認められたため、対応検討	D	
16	4号機	搬出物品測定時、搬出基準汚染密度を超える物品（皮手袋）が認められたため、当該物品を回収及び対応検討	D	

17	4号機	非常用ディーゼル発電機（4A）ディタンク室天井部のコンクリートにひび割れ及び主タービン油タンクベントライン貫通部のコーキングに不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	4号機	タービン建屋大物搬入口南壁付近にある照明器用安定器箱において、取っ手に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	5号機	計器設定に関する確認において、排ガス予熱器（A・B）出口温度の計器仕様表記載の設定値調整方法に誤記が認められたため、対応検討	C	
20	5号機	タービン建屋南側空調機室入口扉において、ハンドルの留金（ボルト）に外れ等が認められたため、当該部を修理	D	
21	5号機	廃棄物処理系廃液脱塩器出口三方弁において、廃液収集タンク側選択時、廃液サンプルタンク側へのシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	5号機	高感度気体廃棄物監視モニタ装置において、装置の起動不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
23	5号機	廃棄物処理系プリコートポンプ室において、廃液サンプルタンク切替弁のグランド部よりリークが認められたため、当該弁のグランド部を増締め	C	
24	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（A）起動操作において、「温度高」によるトリップ事象が認められたため、当該濃縮器の温度検出器及び温度調節器を点検・修理	D	
25	6号機	廃棄物処理系廃液脱塩器への樹脂返送時、地下1階通路、機器ドレンファンネル付近への溢水が認められたため、対応検討	C	
26	集中環境施設	廃液濃縮系シール水ポンプ（A）用電動機の点検時、冷却ファンに破損（割れ）が認められたため、当該ファンを交換	D	
27	その他	水処理設備純水装置真空ポンプ（A）ドレン配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで